

公 告

公告 第 4 号
令和8年3月2日

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長 平野 勇治

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

- A：令和8年度小倉駐屯地で使用する電気
- B：令和8年度富野分屯地で使用する電気
- C：令和8年度曾根訓練場で使用する電気
- D：令和8年度山田訓練場で使用する電気

(2) 使 用 期 間

令和8年4月1日(火) 0時～令和9年3月31日(火) 24時

(3) 使 用 場 所

- | | |
|--------------|----------------------|
| A：陸上自衛隊小倉駐屯地 | 福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1 |
| B：陸上自衛隊富野分屯地 | 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 |
| C：陸上自衛隊曾根訓練場 | 福岡県北九州市小倉南区下吉田1丁目1-1 |
| D：陸上自衛隊山田訓練場 | 福岡県北九州市小倉北区山田町2 |

(4) 内 容

仕様書のとおり

(5) 入札の方法

- ア 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節、時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする。）
- イ 落札決定は、グループ別を実施する。（小倉駐屯地・富野分屯地・曾根訓練場・山田訓練場）また、各グループに提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価を上記の単価に併せて記載すること。なお入札書はグループごとに作成し、記載する単価は消費税額抜きの単価を記載すること

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中・特別の理由がある場合に該当する
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「物品の販売」のD等級以上の資格を有する者。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者または同法第16号の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。
- (5) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）第8条第1項の勧告を受けていないこと及び、環境配慮契約法に基づき、二酸化炭素排出係数

及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（未利用エネルギーの活用状況等）に関し、仕様書に基づく条件等を満たしている者。この条件を満たす証明として、「適合証明書」及び「特定電源割当証明書」を入札前までに提出すること。

- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
- (9) 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%以上とすること

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

4 競争入札執行の日時場所

- (1) 日 時： 令和8年3月12日(木) 10時00分
- (2) 場 所： 陸上自衛隊小倉駐屯地会計隊入札室

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

- (2) 契約保証金： 免 除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する(第1項で示す総価に対する違約金額とする)

6 入札方法

- (1) 単価による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない

7 落札決定方法

- (1) グループ別単価（総価）で決定（消費税抜き）
- (2) グループA～D毎の単価（総価）が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする（但し、同額の場合は抽選により決定する）

8 無効入札

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札者、入札金額、署名又は押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (3) その他、入札に関する条件に違反した場合
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書の作成

- (1) 落札決定後、遅滞なく作成する。作成要領は、落札後個別に説明する。
- (2) 適用する契約条項
 - 「物品売買契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「単価契約に関する特約条項」

10 公告掲示場所

陸上自衛隊小倉駐屯地、陸上自衛隊西部方面会計隊公式ホームページ

11 その他

- (1) 電報又は電話による入札は認めない。また、郵便による入札は、令和8年3月11日（水）16時迄に到着するよう「書留」で郵送したものを有効とする。この際、第366会計隊小倉派遣隊契約班へ連絡を確実に実施すること。入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継ぎ目に捺印し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年度小倉駐屯地で使用する電気ほか入札書在中」と記入すること。
- (2) 入札前日までに資格審査結果通知書（写）を提出すること（FAX可）
- (3) 2(4)に関する決定通知書等の（写）を提出すること
- (4) 代表者以外が入札する場合は、委任状を提出すること
- (5) 2(5)に関する証明書（内訳含む）を令和8年3月10日（火）1200までに提出すること
- (6) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があり、積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。また、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

12 連絡先

入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊 契約班 担当 渡辺

TEL 093-962-7681（内線347）

FAX 093-962-2719（直通）

仕様、現場確認の調整に関する問い合わせ先

陸上自衛隊小倉駐屯地 業務隊管理科 受電所 担当 村崎

TEL 093-962-7681（内線369）

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 令和8年度小倉駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所 陸上自衛隊 小倉駐屯地
福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	60HZ
オ 受電方式	1回線受電（本線）
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無
キ 供給地点特定番号	09-1100-0070-1731-0000-0000

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力 740KW
（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される
需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
- イ 予定電力使用量 2,432,000kwh
（月別予定電力使用量及び最大負荷は別紙のとおり。）

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、
その電気は再エネ比率100%とすること。

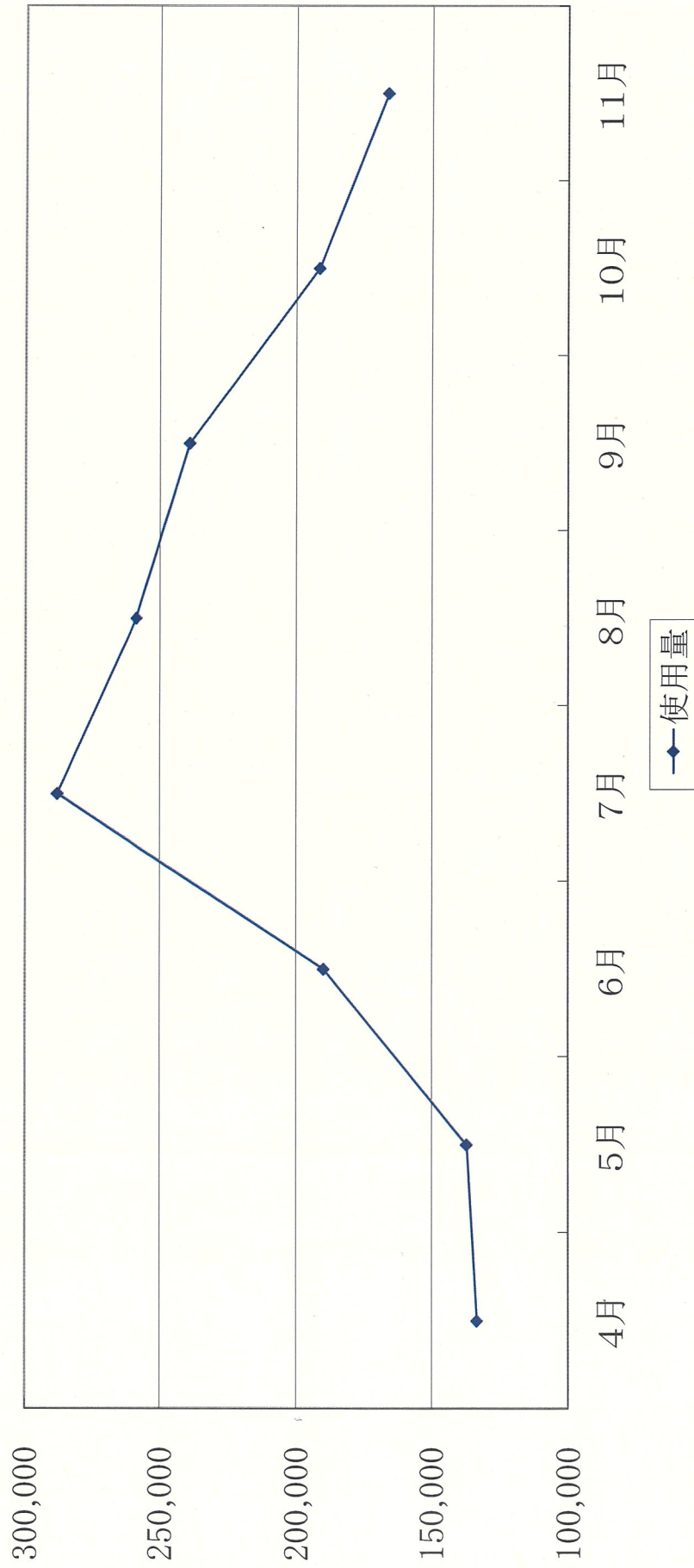
参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>

- (4) 使用期間 自 令和8年 4月1日 0時00分
至 令和9年 3月31日24時00分

- (5) 電力量の検針
 ア 自動検針装置 有
 イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 ウ 電力量計の構成
 (メーカー名、 型式 計器定数 パルス定数)
 (富士電機メーター FP3E14-R 1000pulse/kwS 50000pulse/Kwh)
- (6) 需給地点
 需給場所内の1号柱上の高圧開閉器(200A・7.2KV)の、1次側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
 上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (8) 保安上の責任分界点
 上記需給地点に同じ
- (9) 対価の支払方法
 ア 甲が別に定める分担比率により、甲及び分担先から支払うこととする。
 イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気比率について確認できる資料を、甲に書面「付紙第2」で半期ごと提出することとする。
 ウ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
 エ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求することとする。
- (10) その他
 ア 自動力率調整装置の設置により平均力率100%を確保(各月の力率は実測値によるものとする。)
 イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
 ウ 非常用自家発電設備(通信専用)30KVA1台と、500KVA1台(駐屯地専用)を有している。
 エ 計量地点は需要場所の受電所内に設置した真空遮断器の1次側とする。
 オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は増額、電力量料金の燃料調整費及び電気事事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
 カ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入条件、グリーン電力照明の譲渡に関し、「付紙第3」に掲げる条件を満たすこと。
 キ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。
 ク その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和7年度 月別使用電力量曲線

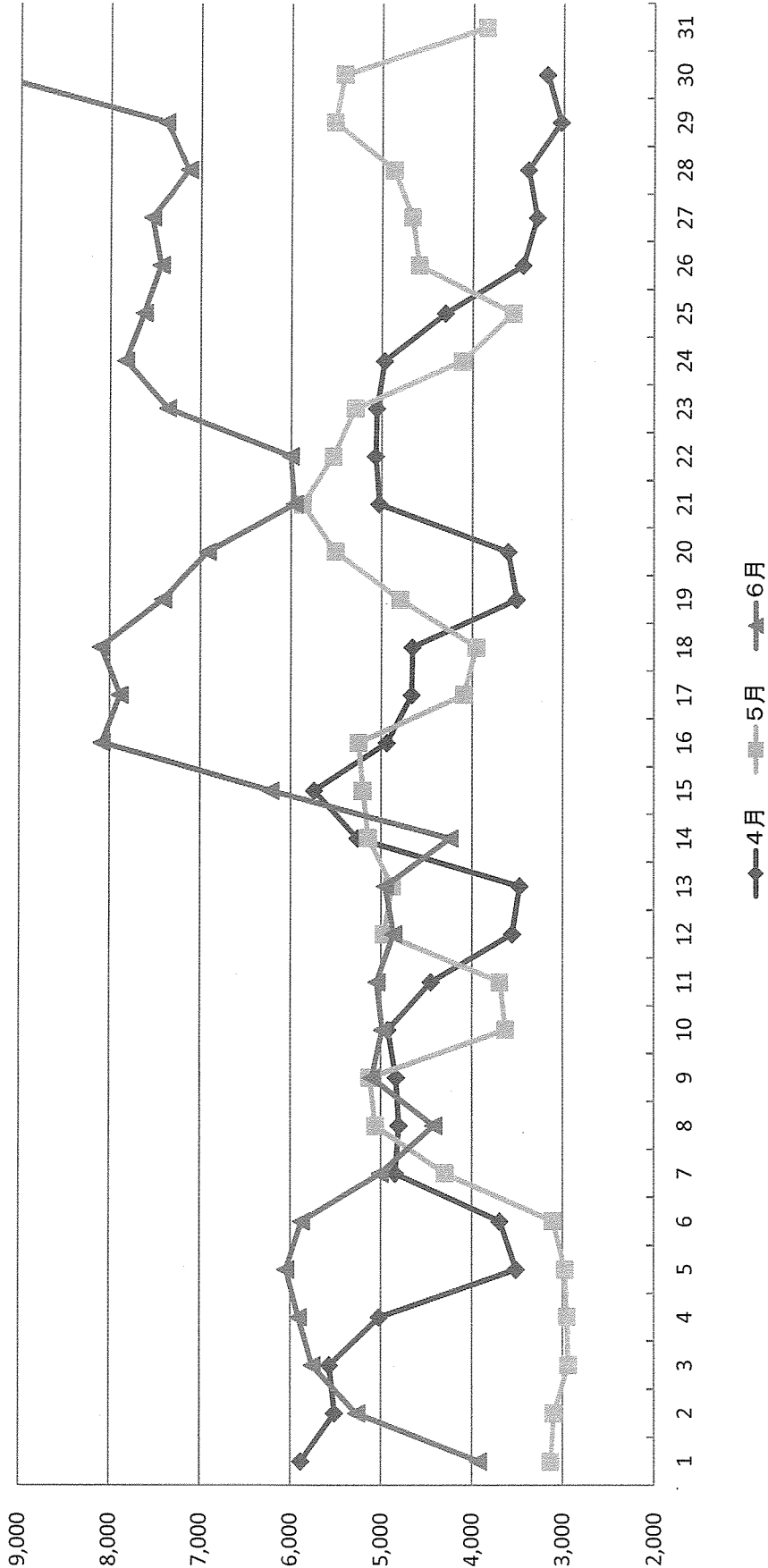
小倉駐屯地月別使用電力量(kwh)



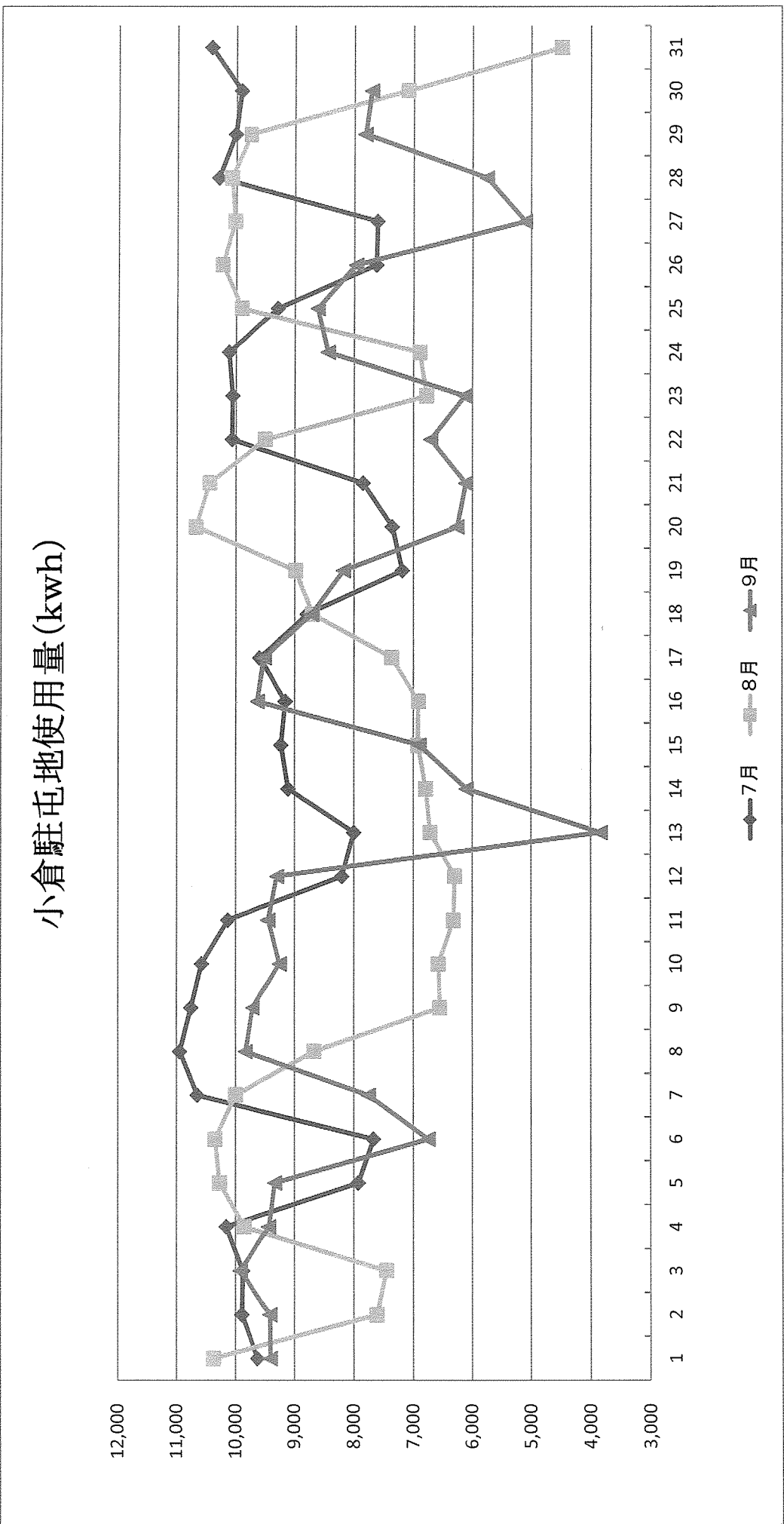
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
使用量	133,130	137,015	189,658	287,987	258,480	238,936	191,322	166,172

令和7年度 日別使用電力量実績曲線

小倉駐屯地使用量(kwh)

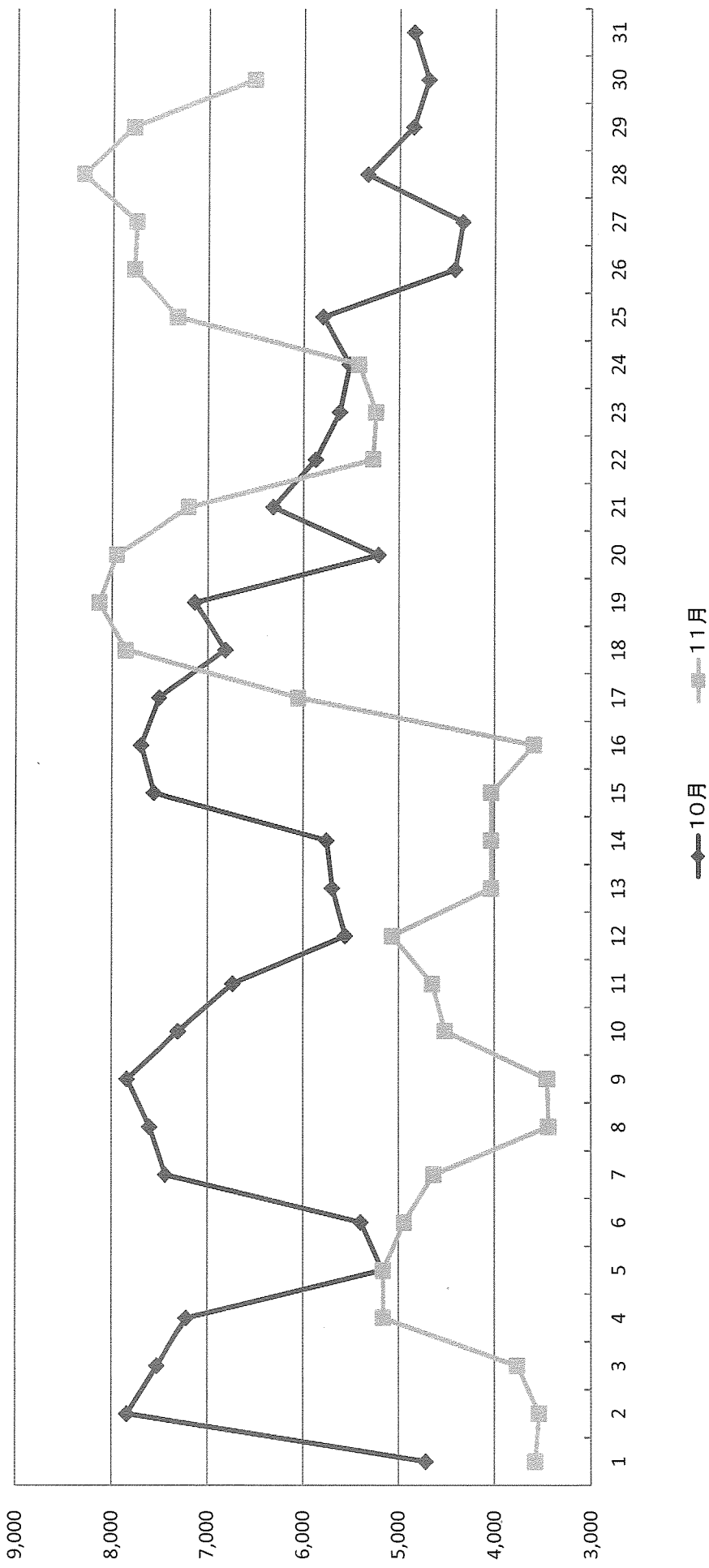


令和7年度 日別使用電力量実績曲線



令和7年度 日別使用電力量実績曲線

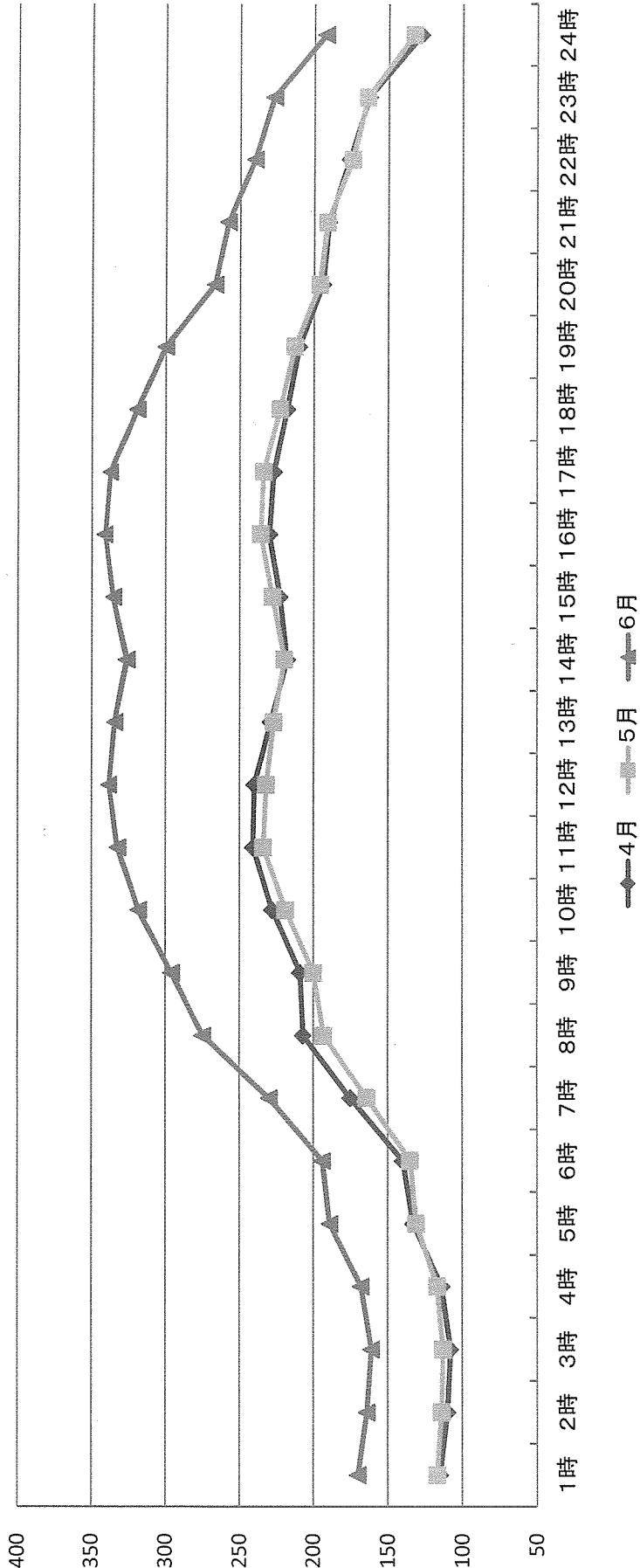
小倉駐屯地使用量(kwh)



日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
10月	4,713	7,840	7,527	7,218	5,169	5,394	7,438	7,606	7,839	7,303	6,736	5,558	5,694	5,754	7,562	7,698	7,509	6,814	7,131	5,211	6,317	5,872	5,621	5,520	5,797	4,418	4,334	5,332	4,853	4,695	4,849
11月	3,574	3,536	3,762	5,160	5,160	4,941	4,632	3,439	3,449	4,514	4,647	5,066	4,034	4,034	4,034	3,589	6,054	7,861	8,136	7,954	7,201	5,271	5,242	5,420	7,320	7,778	7,754	8,307	7,786	6,517	

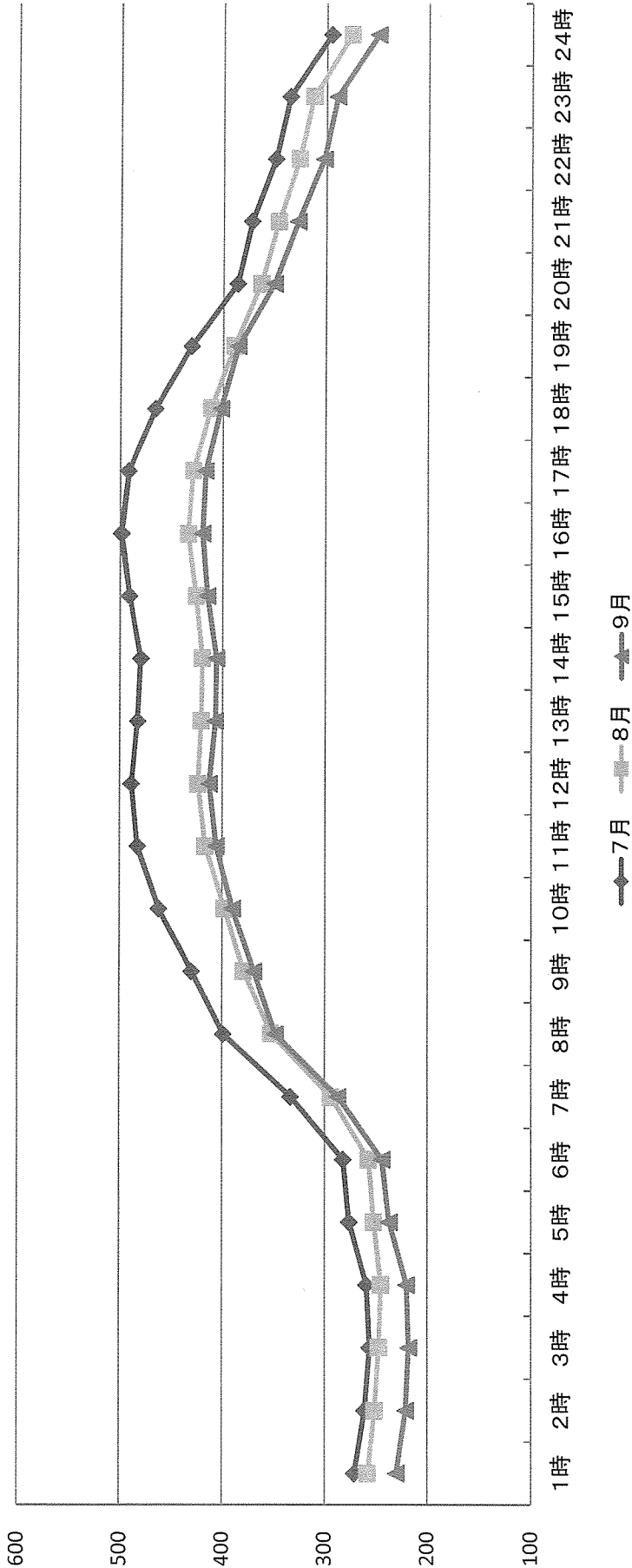
令和7年度 時間別平均使用量

小倉駐屯地使用量(kwh)



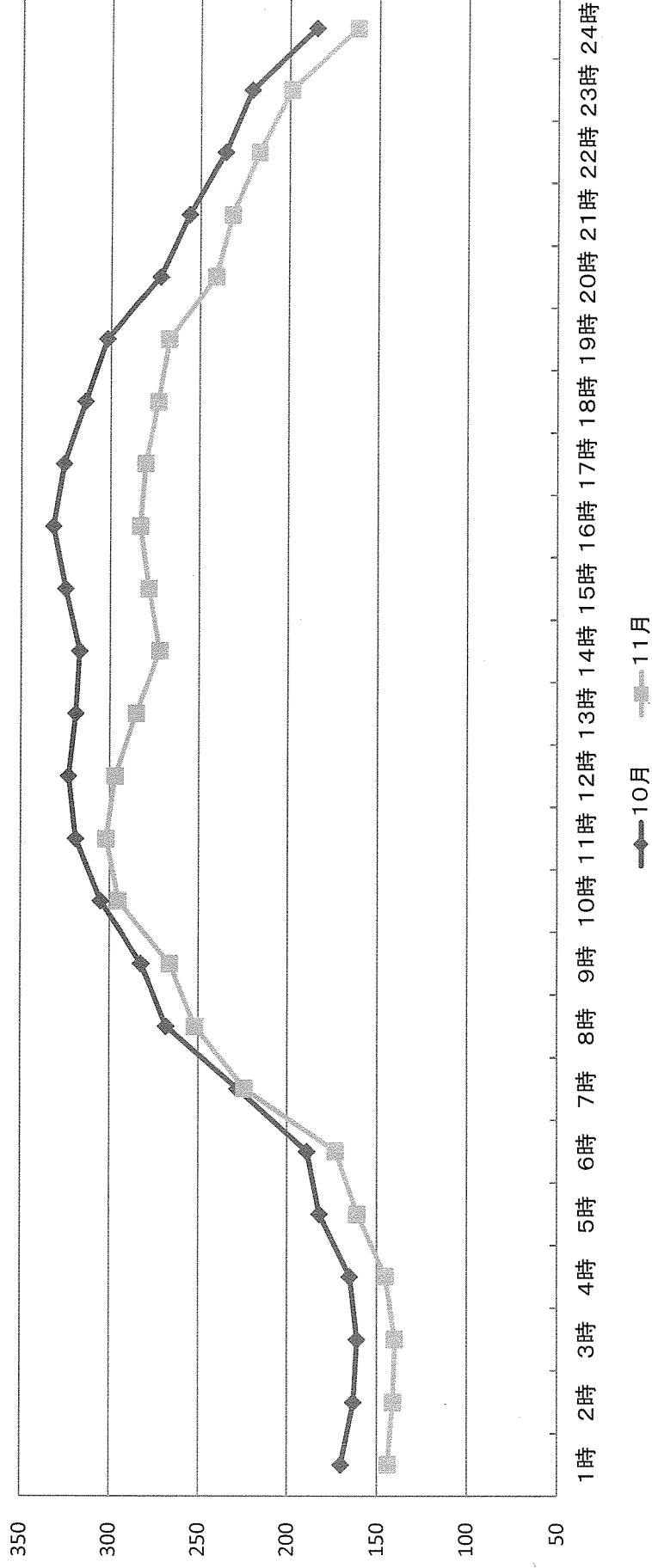
令和7年度 時間別平均使用量

小倉駐屯地使用量(kwh)



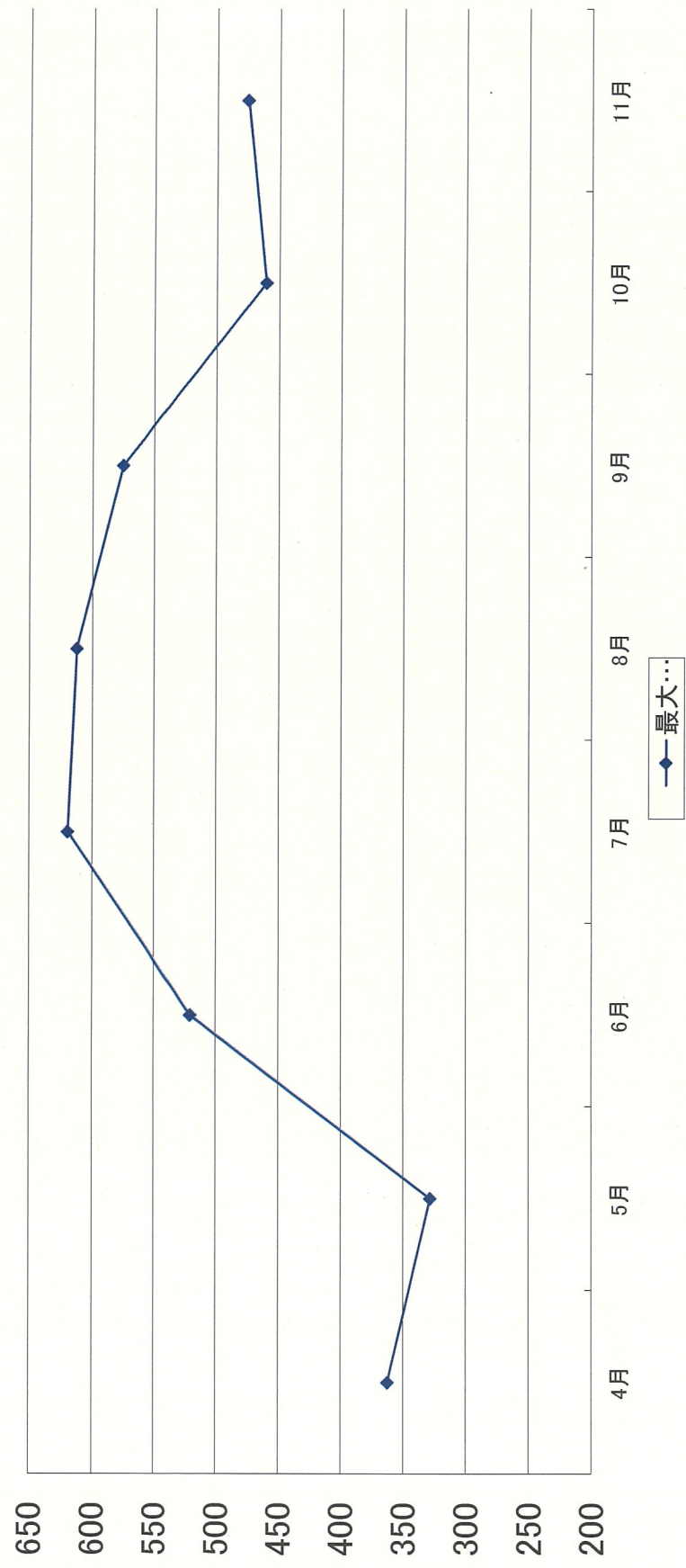
令和7年度 時間別平均使用量

小倉駐屯地使用量(kwh)



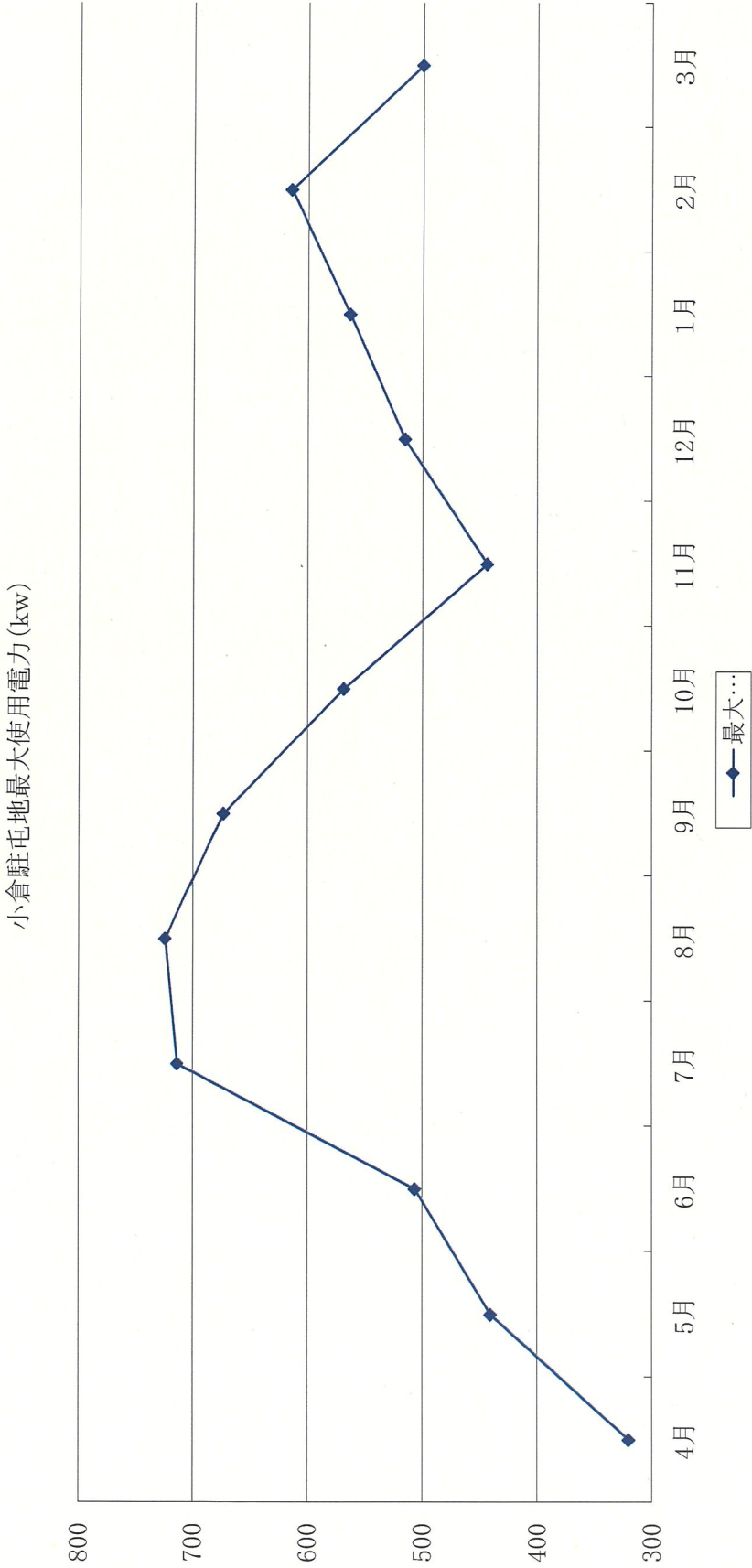
令和7年度 最大使用電力曲線

小倉駐屯地最大使用電力(kw)



月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最大電力		362	328	520	619	612	575	460	475

令和6年度 最大使用電力曲線



月 別 予 定 使 用 電 力 量
(令 和 8 年 4 月 ～ 令 和 9 年 3 月)

小倉

項 目 月	予定電力使用量 (キロワット時)
4	134,000
5	138,000
6	190,000
7	288,000
8	259,000
9	240,000
10	192,000
11	175,000
12	196,000
1	212,000
2	218,000
3	190,000
合計	2,432,000

作成年月日令和8年2月2日
作成者
小倉駐屯地 業務隊 管理科営繕班
防衛技官 村崎 亨

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.690未満	20
	0.625以上 0.690未満	20
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第366会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和6年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和5年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和6年度の 未利用エネルギ ー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。) ② 高炉ガス又は副生ガス

③ 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
----------------------------	--

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 令和8年度富野分屯地で使用する電気
- (2) 需要場所 陸上自衛隊 富野分屯地
福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 60HZ
- オ 受電方式 1回線受電（本線）
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 供給地点特定番号 09-1100-0007-2761-0000-0000

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力 68KW
（供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。）
- イ 予定電力使用量 212,600kwh
（月別予定電力使用量及び最大負荷は別紙のとおり。）

(3) 電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>

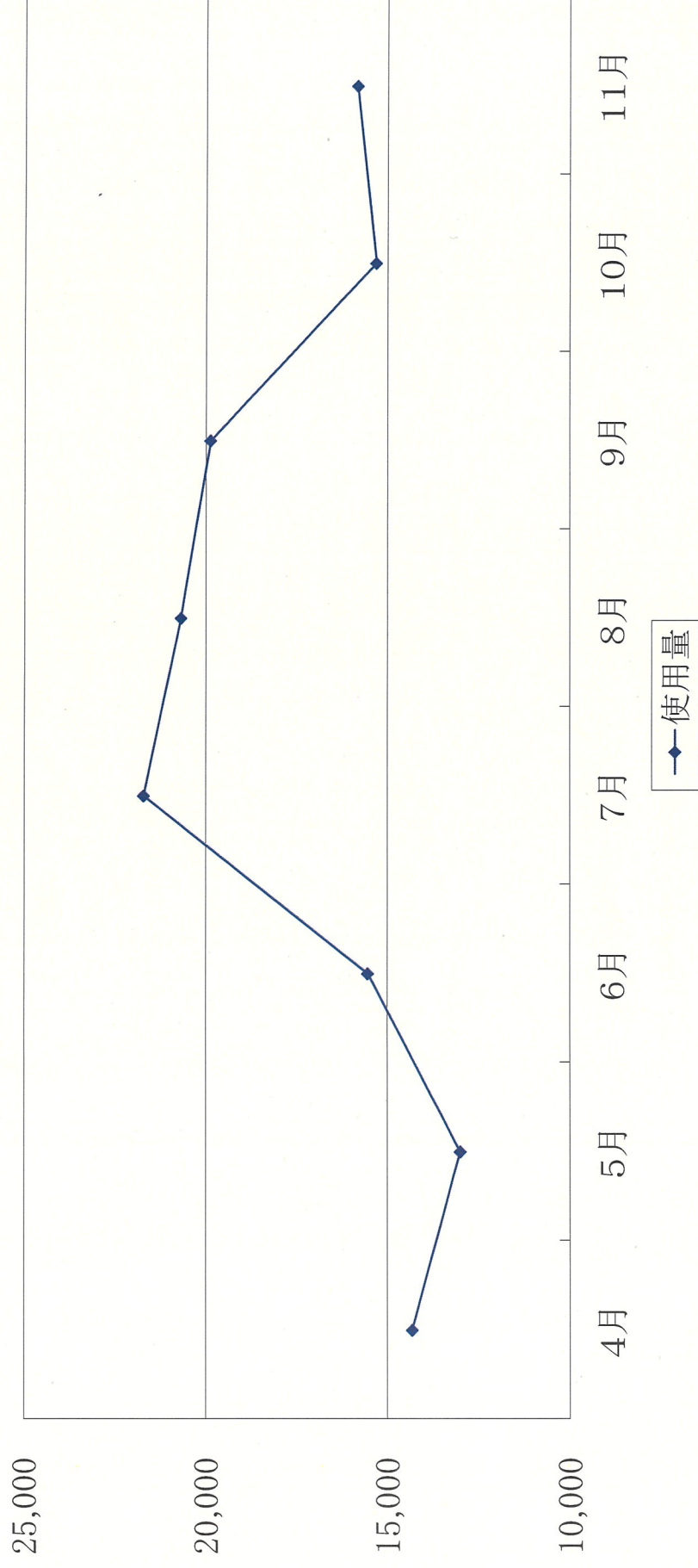
- (4) 期間 自 令和8年 4月1日0時00分
至 令和9年 3月31日24時00分

(5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計の構成
（ メーカー名 型式 計器定数 パルス定数 ）
（三菱電機製造 WM3EM-R 1,000パルス 50,000パルス ）

- (6) 需給地点
需給場所内の1号柱上の高圧開閉器（200A・7.2KV）の、1次側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (8) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ
- (9) 対価の支払方法
 - ア 甲が別に定める分担比率により、甲及び分担先から支払うこととする。
 - イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気比率について確認できる資料を甲に書面「付紙第2」で半期ごと提出することとする。
 - ウ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
 - エ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求することとする。
- (10) その他
 - ア 自動力率調整装置の設置により平均力率100%を確保（各月の力率は実測値によるものとする。）
 - イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
 - ウ 非常用自家発電設備（通信専用）12KVA1台と、75KVA1台（分屯地専用）を有している。
 - エ 計量地点は需要場所の受電所内に設置した真空遮断器の1次側とする。
 - オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は増額、電力量料金の燃料調整費及び電気事事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
 - カ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入条件、グリーン電力照明の譲渡に関し、「付紙第3」に掲げる条件を満たすこと。
 - キ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。
 - ク その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

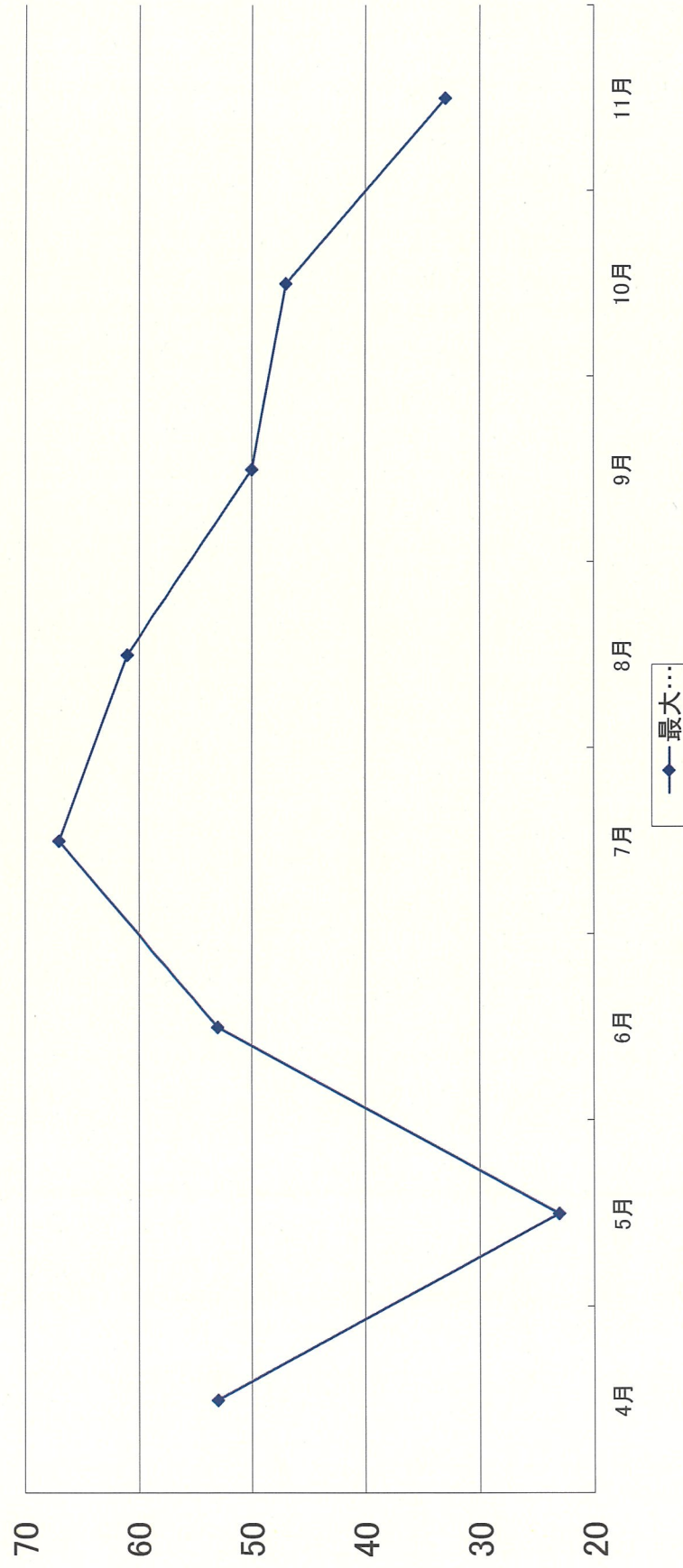
令和7年度 月別使用電力量曲線
富野分屯地月別使用量(kwh)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
使用量	14,306	12,988	15,524	21,707	20,678	19,865	15,304	15,825

令和7年度 最大使用電力曲線

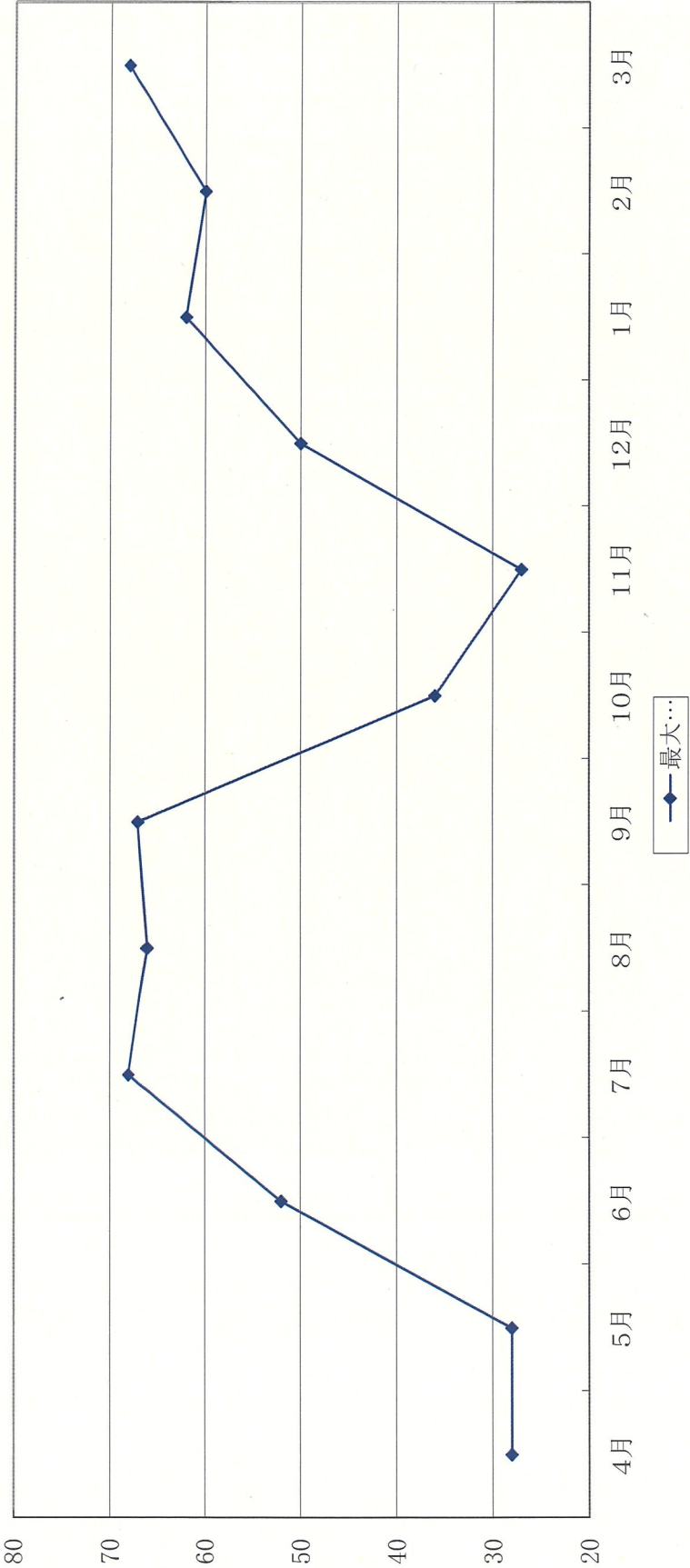
富野分屯地最大使用電力量(kw)



月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最大電力		53	23	53	67	61	50	47	33

令和6年度 最大使用電力曲線

富野分屯地最大使用電力(kw)



月 別 予 定 使 用 電 力 量
(令 和 8 年 4 月 ～ 令 和 9 年 3 月)

富野

項 目 月	予定電力使用量 (キロワット時)
4	15,500
5	13,000
6	15,600
7	21,800
8	20,700
9	19,900
10	15,400
11	14,400
12	17,100
1	20,000
2	20,500
3	18,700
合計	212,600

作成年月日令和8年2月2日

作成者

小倉駐屯地 業務隊 管理科営繕班
防衛技官 村崎 亨

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

2020年〇月〇日

特定電源割当証明書

• • • •

○○ ○○ 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○○ ○○ 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことで、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇

需要施設名 ○○○○

需要施設住所 ○○県○○市○○

契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

[illegible]

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再工不電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)	
----------	--

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.690未満	20
	0.625以上 0.690未満	20
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
② 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第366会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度の 未利用エネルギ ー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
----------------------------	--

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 令和8年度山田訓練場で使用する電気
- (2) 需要場所 陸上自衛隊 山田訓練場
福岡県北九州市小倉北区山田町2
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

- ア 供給電気方式 交流1相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 100V
- エ 標準周波数 60HZ
- オ 受電方式 1回線受電（本線）
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 供給地点特定番号 09-0000-0284-9111-0000-0000

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約容量 23KVA
（供給開始後の契約容量は、その1月の負荷設備総容量と前11月の負荷設備総容量のいずれか大きい値により決定する。）
- イ 予定電力使用量 4,800kwh

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。
参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>

- (4) 使用期間 自 令和8年 4月1日0時00分
至 令和9年 3月31日24時00分

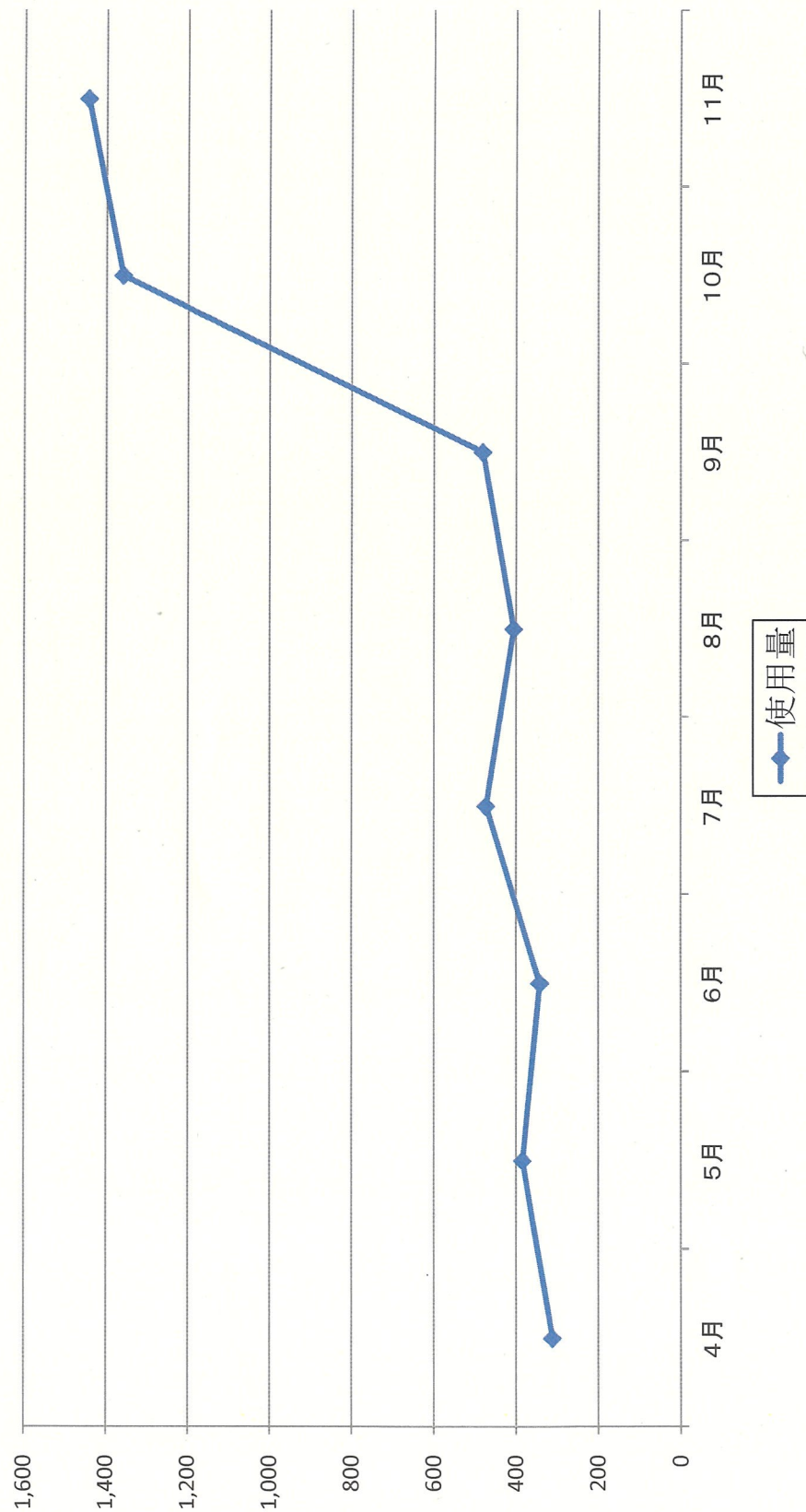
(5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計の構成
（メーカー名 形式 定格電圧 電流 定格容量 形承）
（富士電機製造 FD24GE 100V 200A 60rev/kwh 608-1号8）

- (6) 需給地点
需給場所内、構内0号柱補助支持物の引込口配線と架空引込配線接続点

- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (8) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ
- (9) 対価の支払方法
ア 甲が別に定める分担比率により、甲及び分担先から支払うこととする。
イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気比率について確認できる資料を甲に書面「付紙第2」で半期ごと提出することとする。
ウ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
エ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求することとする。
- (10) その他
ア 需要場所の負荷力率は、原則として90%を保持できる負荷設備とする。
イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
ウ 計量地点は需要場所の屋外開閉器内引込口配線1次側とする。
エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は増額、電力量料金の燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
オ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入条件、グリーン電力照明の譲渡に関し「付紙第3」に掲げる条件を満たすこと。
カ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。
キ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和7年度 月別使用電力量曲線
山田訓練場月別使用量(kwh)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
使用量	311	383	341	473	405	481	1,358	1,444

月 別 予 定 使 用 電 力 量
(令 和 8 年 4 月 ～ 令 和 9 年 3 月)

山田

項 目 月	予定電力使用量 (キロワット時)
4	300
5	300
6	400
7	500
8	600
9	400
10	300
11	300
12	400
1	500
2	500
3	300
合計	4,800

作成年月日令和8年2月2日
作成者
小倉駐屯地 業務隊 管理科営繕班
防衛技官 村崎 亨

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※ 1）しており、かつ、①令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 5 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.690 未満	20
	0.625 以上 0.690 未満	20
② 令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③ 令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50% 以上	20
	5.00% 以上 7.50% 未満	15
	2.50% 以上 5.00% 未満	10
	0% 超 2.50% 未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成 30 年 12 月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から 1 年間に限って開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第366会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 5 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度の 未利用エネルギ ー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 5 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 令和8年度曾根訓練場で使用する電気
- (2) 需要場所 陸上自衛隊 小倉駐屯地 曾根訓練場
福岡県北九州市小倉南区下吉田1丁目1-1
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電（本線）
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無
キ 供給地点特定番号	09-1100-0115-5211-0000-0000

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力 55KW
（供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。）
- イ 予定電力使用量 20,200kwh
（月別予定電力使用量及び最大負荷は別紙のとおり。）

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>

- (4) 使用期間 自 令和8年 4月1日0時00分
至 令和9年 3月31日24時00分

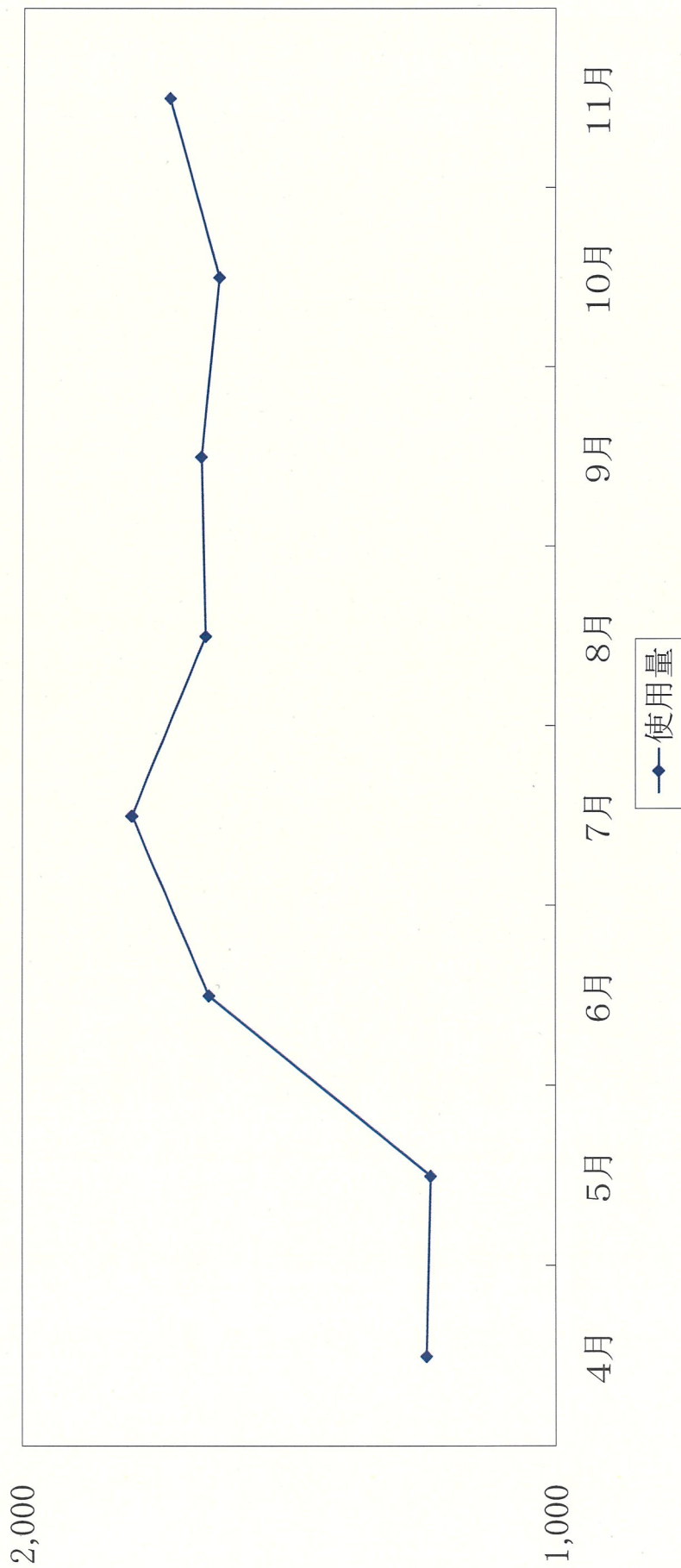
(5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計の構成
- | | | | | |
|---------|---------|----------|-----------|---|
| (メーカー名 | 型式 | 計器定数 | パルス定数 |) |
| (三菱電機 | WM3EM-R | 1,000パルス | 50,000パルス |) |

- (6) 需給地点
需給場所内の1号柱上の高圧開閉器（200A・7.2KV）の、1次側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (8) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ
- (9) 対価の支払方法
 - ア 甲が別に定める分担比率により、甲及び分担先から支払うこととする。
 - イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気比率について確認できる資料を甲に書面「付紙第2」で半期ごと提出することとする。
 - ウ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
 - エ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求することとする。
- (10) その他
 - ア 自動力率調整装置の設置により平均力率100%を確保（各月の力率は実測値によるものとする。）
 - イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
 - ウ 計量地点は需要場所の受電所内に設置した真空遮断器の1次側とする。
 - エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は増額、電力量料金の燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
 - オ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入条件、グリーン電力照明の譲渡に関し「付紙第3」に掲げる条件を満たすこと。
 - カ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。
 - キ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和7年度 月別使用電力量曲線

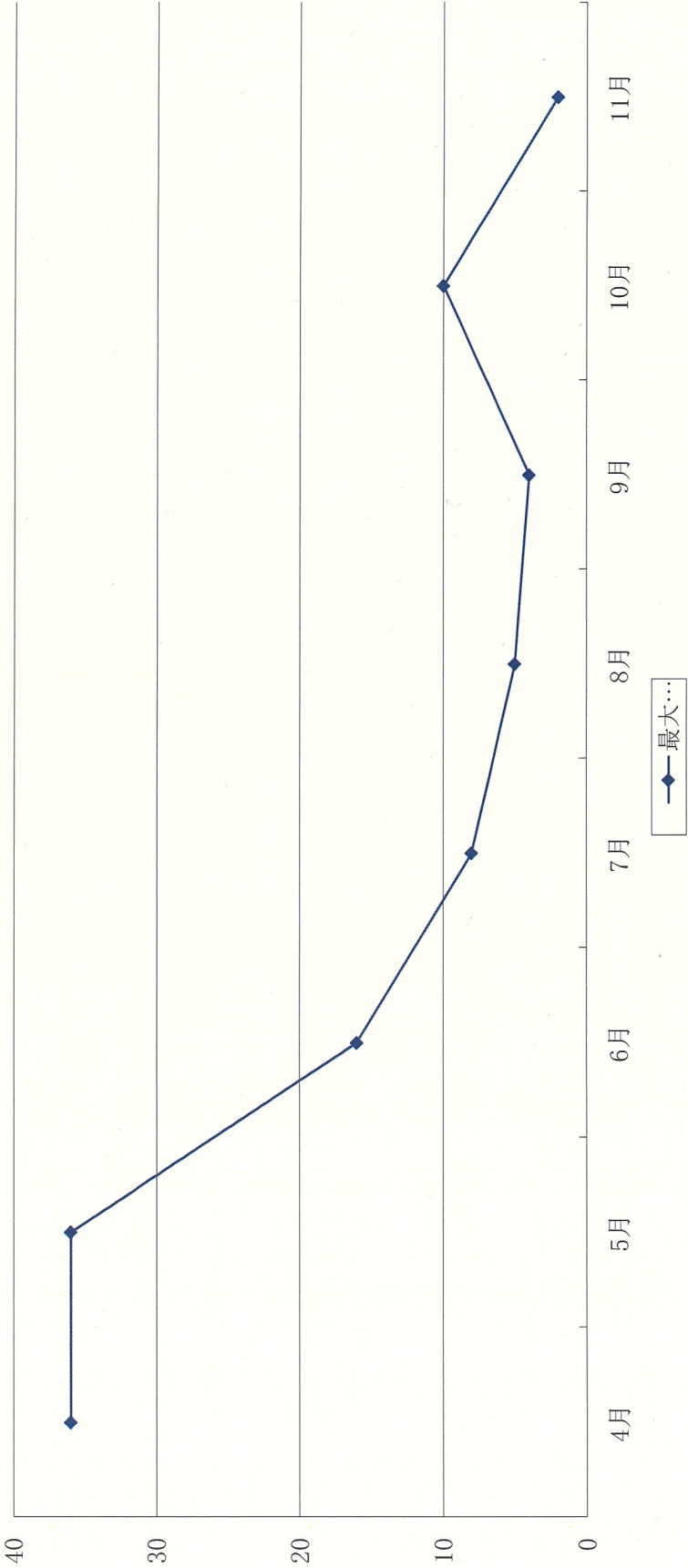
曾根訓練場月別使用量(kwh)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
使用量	1,240	1,232	1,648	1,794	1,655	1,663	1,630	1,724

令和7年度 最大使用電力曲線

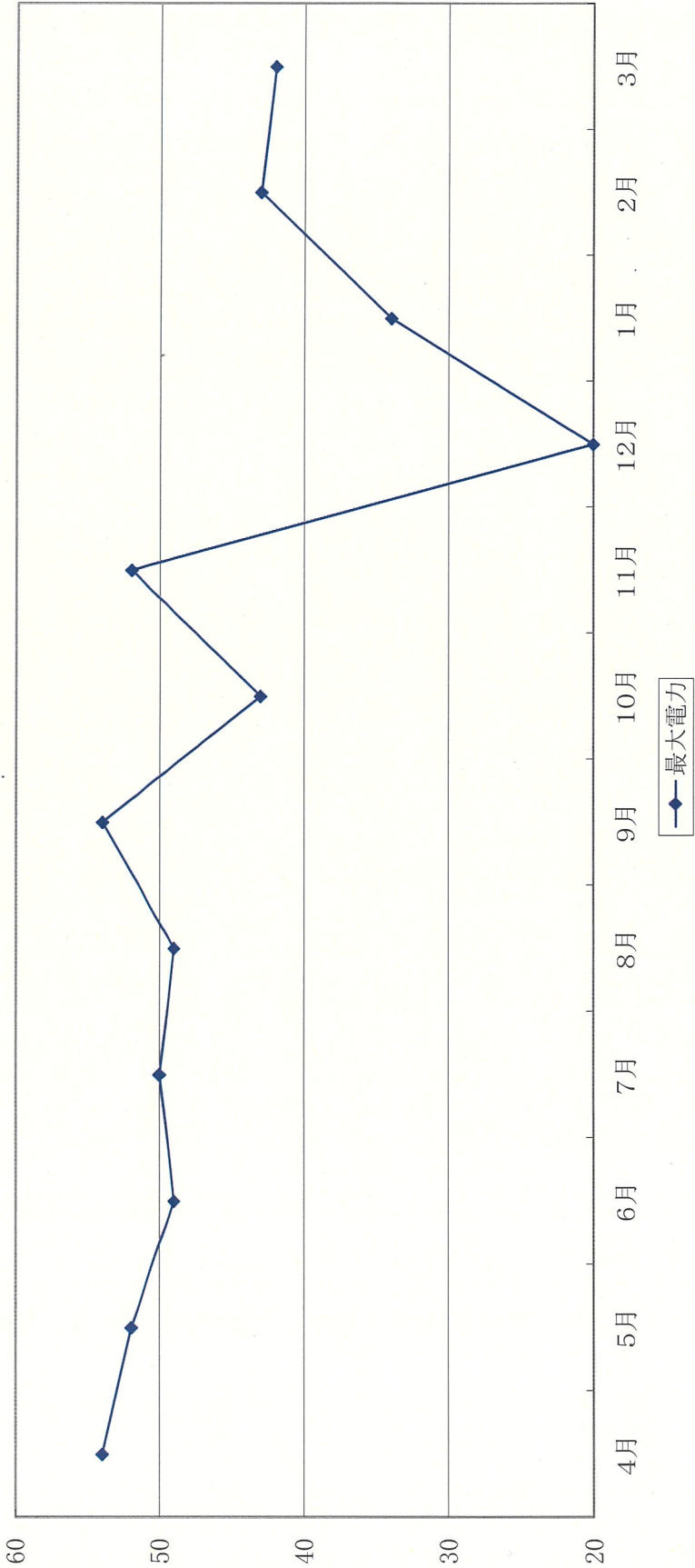
曾根訓練場最大使用電力(kw)



月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最大電力		36	36	16	8	5	4	10	2

令和6年度 最大使用電力曲線

曽根訓練場最大使用電力(kw)



月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大電力		54	52	49	50	49	54	43	52	20	34	43	42

月 別 予 定 使 用 電 力 量
(令 和 8 年 4 月 ～ 令 和 9 年 3 月)

曾根

項 目 月	予定電力使用量 (キロワット時)
4	1,300
5	1,300
6	1,700
7	1,800
8	1,900
9	1,700
10	1,600
11	1,700
12	1,800
1	1,900
2	1,800
3	1,700
合計	20,200

作成年月日令和8年2月2日

作成者

小倉駐屯地 業務隊 管理科営繕班
防衛技官 村崎 亨

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」ではRE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.690未満	20
	0.625以上 0.690未満	20
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
② 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第366会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和 6 年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

③ 令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh)) ② 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和 6 年度の供給電力量 (需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和 6 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。